

議第263号

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 9 月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例
京都市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。
別表第1 京都市西賀茂自転車駐車場の項の次に次の1項を加える。

京都市市役所前広場自転車駐車場

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488番地

別表第2(3)の項中「京都市西賀茂自転車駐車場」の右に「京都市市役所前広場自転車駐車場」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 定期駐車券の発行その他京都市市役所前広場自転車駐車場を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

京都市市役所前広場自転車駐車場を設置する必要があるので提案する。